

# 香教連速報

給与  
勧告

香川県  
人事委員会

## 平成22年 職員の給与に関する報告と勧告

### 給与減額措置の中、2年続けての月例給・ボーナスの引き下げを勧告!

香川県人事委員会は、10月13日（水）、香川県議会議長と知事に対し、人事院勧告と同様2年続けてのマイナス勧告を行った。本県職員の平成23年度の給与については、民間の支給割合の較差を0.14%（554円）とし、平均年間給与0.14%、期末勤勉手当0.2月の引き下げを勧告した。「財政再建施策に係る給与減額措置」解除が未だ表明されていない中の減額勧告に対し、香教連として「遺憾の意」を表明し、香川県議会議長ならびに香川県知事に対しての緊急要望の要請を行った。

（香川県知事10/21 香川県議会議長11/2 に決定）



【人事委員会より勧告を聞く各団体代表】

#### 【人事委員会勧告制度とは】

職員の給与水準を、民間の給与水準に合わせることを基本としつつ、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮し、職員の適正な処遇を確保するために設けられたもの。

#### 【昨年度の人事委員会勧告】

昨年度は、平均年間給与0.57%と期末・勤勉手当0.35%の引き下げが勧告された。それにあわせて、財政再建施策による給与減額措置率が3%→2.8%となったことが勧告の中心となった。

#### 【本年度の人事委員会勧告】

##### 1 民間給与との比較

##### (1) 月例給の比較

**民間給与との較差  $\Delta 544$ 円  $\Delta 0.14\%$ （昨年 $\Delta 2,247$ 円  $\Delta 0.58\%$ ）**

昨年度のマイナス査定に続いて、本年度も公務員給与が民間給与を上回る結果となり、月例給が引き下げられることになった。

ただし、現在、「知事等の給与等の特例に関する条例」による減額措置（いわゆる給与カット）が行われているため、**実際の較差は17,439円となり、実質は4.79%下回っている。**このことについては、人事委員会が、「**早期に給与勧告制度の基づく本来の職員の給与水準が確保されることを切に要望する**」とコメントしているが、給与減額措置中のマイナス勧告に対し、香教連は、一刻も早く減額措置をやめること、また、さらなる減額措置が行われないよう、知事や県議会に要望を行う。

関係諸機関へ緊急要望実施決定!

(2) 期末・勤勉手当の比較

民間の年間支給割合3.93月分 県職員の年間支給月数4.15月分

民間に比べて0.22月分多い支給率であるため、本年(H22年)12月期末勤勉手当を0.2月分引き下げ、3.95月分とすることとなった。

2 給与改定等の内容

(1) 給料表

民間給与との格差の大きさや民間の初任給を中心とする若年層の状況を踏まえ、人事院勧告に準じて中高年層を対象に引き下げ改定を行う。**(改定給与表の提示)**。

給与構造改革の給料水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、本年の行政職給与表の最大の号給別改定率(△01.7%)等を考慮した額に引き下げる。

(2) 期末・勤勉手当

現在、4.15月分支給させている期末勤勉手当の月数を、0.2月分引き下げ、3.95月分とする。その内訳は以下の通りである。

|        |      | 6月期(夏のボーナス) | 12月期(冬のボーナス)  |
|--------|------|-------------|---------------|
| 本年度    | 期末手当 | 1.25月(支給済み) | 1.35月(現行1.5月) |
|        | 勤勉手当 | 0.7月(支給済み)  | 0.65月(現行0.7月) |
| 23年度以降 | 期末手当 | 1.225月      | 1.375月        |
|        | 勤勉手当 | 0.675月      | 0.675月        |

(3) その他

50歳代後半層の職員の**給与の抑制措置**については、国や他の都道府県等の動向に留意しつつ、検討していくことが必要。

3 給与改定額及び改定率

| 区分  | 現行       | 改定後      | 改定額   | 改定率    | 改定額の内訳                  |
|-----|----------|----------|-------|--------|-------------------------|
| 行政職 | 382,335円 | 381,895円 | △440円 | △0.12% | 給与月額 △432円<br>地域手当等 △8円 |

【参考】新給与表から抜粋

| サンプル        | 現行給与表    | 改定給与表    | 改定額   | 改定率     |
|-------------|----------|----------|-------|---------|
| 小中教員2-85号給  | 357,300円 | 357,100円 | △100円 | △0.028% |
| 小中教員2-100号給 | 378,300円 | 378,000円 | △300円 | △0.079% |
| 小中教員2-120号給 | 397,600円 | 397,200円 | △400円 | △0.101% |

※ 小中教員2-84号給以下の**若年層に対しては、給与月額の改定はない**。2-85号給以降では最大減額500円となっている。

4 高齢期の雇用に関する報告

今後、国の動向をより一層注視し、**本県における定年延長**に備え、制度見直しについての検討を幅広く行うことが必要。

◎本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差 △554円 △0.14% を解消するために月例給を引き下げ改定
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の、民間較差是正のため0.2月分の引き下げ